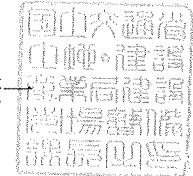


国土専建第57号
令和2年3月26日

全国マスチック事業協同組合連合会会長
鈴木 浩之 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長 小笠原 奎



住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について

標記について、別添のとおり経済産業省から依頼がありました。
貴団体におかれましては、会員企業等に対し、別添の趣旨を踏まえ的確な対応
が図られるよう、周知方よろしくお願ひいたします。
また、添付資料のうちパンフレットにつきましては、必要に応じて下記の
URLよりダウンロードしていただきますよう、お願ひいたします。

記

パンフレット

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/panel/pdf/toso_2016_pamph.pdf

経済産業省

2020産ガ安第5号
令和2年2月28日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長 小笠原 憲一 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 月館 実

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省へ報告されたガス事故のうち、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒及びガス機器の破損などの事故が、2015年から2019年の5年間で計83件発生し、そのうち2019年は、10件の事故が発生しています。

ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者などが死に至った事例も過去に発生しています。

このことから、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いします。

記

1. 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（参考資料）

- ・住宅の塗装・内装工事等の際のガス機器の給気・排気筒の閉塞による事故一覧（2015年から2019年12月まで）
- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ